令和2事務年度における相続税の調査等の状況

令和3年12月 関東信越国税局

I 相続税の調査等の状況

- 1 相続税の実地調査の状況
- 2 相続税の簡易な接触の状況

Ⅱ 調査に係る主な取組

- 1 無申告事案に対する実地調査の状況
- 2 海外資産関連事案に対する実地調査の状況
- 3 贈与税に対する実地調査の状況

Ⅲ 参考計表

- 1 申告漏れ相続財産の金額の推移
- 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移
- 3 海外資産関連事案に係る財産別非違件数の推移
- 4 海外資産関連事案に係る地域別非違件数の推移

I 相続税の調査等の状況

1 相続税の実地調査の状況

相続税の実地調査は、資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告であると想定される事案等について、実地調査を実施しました。

令和2事務年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、実地調査件数は大幅に減少しましたが、 大口・悪質な不正が見込まれる事案を優先して調査し、実地調査1件当たりの追徴税額は867万円(対前 事務年度比138.9%)と増加しました。

〇 相続税の実地調査事績

項目		事務年度等	令和元事務年度	令和2事務年度	対前事務年度比
_			件	件	%
1	実地調査件数		1,603	796	49.7
			件	件	%
2	甲告	漏れ等の非違件数	1,337	677	50.6
0	非違割合 (②/①)		%	%	ポイント
3			83.4	85.1	1.7
	-		件	件	%
4	重加算税賦課件数		280	154	55.0
	重:		%	%	ポイント
5	(4/2)		20.9	22.7	1.8
	申告漏れ課税価格		億円	億円	%
6			487	270	55.4
	⑥ のうち		億円	億円	%
7	重	加算税賦課対象	93	75	80.6
		1.57	億円	億円	%
8	2台	本税	86	59	68.6
	追 徴	I = MTV	億円	億円	%
9	税額	税	14	10	71.4
0	台只	^ = I	億円	億円	%
10		合計	100	69	69.0
	1実件地	実り申告漏れ課税価格	万円	万円	%
(1)		(⑥/①) (注)	3,038	3,392	111.7
	ョ た 調	調追徴税額	万円	万円	%
12)	り 査	(10/1)	624	867	138.9

⁽注)「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額(相続時精算課税適用財産を含む。)から、被相続人の債務・葬式費用の額(調査による増減分)を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額(調査による増減分)を加えたものである。よって、「Ⅲ 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

2 相続税の簡易な接触の状況

実地調査を適切に実施する一方、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤り 等がある申告を是正するなどの接触(以下「簡易な接触」といいます。)の手法も効果的・効率的に活用し、適 正・公平な課税の確保に努めています。

令和2事務年度においては、積極的に簡易な接触に取り組むことにより、**簡易な接触件数は 2,848 件 (対前事務年度比 247.9%)、申告漏れ等の非違件数は 659 件 (同 206.6%)、申告漏れ課税価格は 10,243 百万円 (同 192.4%) と増加しました。**

なお、追徴税額は 1,173 百万円(同 297.0%)と、簡易な接触の事績を集計し始めた平成 28 事務年 度以降で最高となりました。

〇 相続税の簡易な接触の事績

項	目	事務年度等	令和元事務年度	令和2事務年度	対前事務年度比
1	Ī		件	件	%
<u>(I)</u>			1,149	2,848	247.9
0	由生	早り 空の北海 小粉	件	件	%
2	申告漏れ等の非違件数		319	659	206.6
	③ 申告漏れ課税価格		百万円	百万円	%
(3)			5,323	10,243	192.4
		-1 -1H	百万円	百万円	%
4	追	本税	375	1,114	297.1
<u>(</u>	徴	加算税	百万円	百万円	%
(5)	税	川昇忧	20	59	295.0
0	額	∆≣∔	百万円	百万円	%
6		合計	395	1,173	297.0
(7)	1 簡	申告漏れ課税価格	万円	万円	%
7	件 易 当 な	(3/1)	463	360	77.8
8	ラ な	追徴税額	万円	万円	%
8	り触	(6/1)	34	41	120.6

〇 相続税の簡易な接触の事績の推移



Ⅱ 調査に係る主な取組

1 無申告事案に対する実地調査の状況

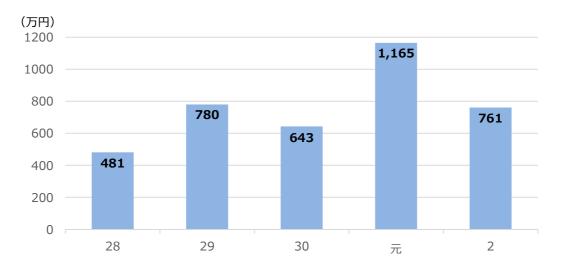
無申告事案は、申告納税制度の下で自発的に適正な申告・納税を行っている納税者の税に対する公平感を著しく損なうものであることから、資料情報の収集・活用など無申告事案の把握のための取組を積極的に行い、的確な課税処理に努めています。

令和2事務年度においては、無申告事案に対する実地調査を76件(対前年比35.5%)実施しました。

〇 無申告事案に対する実地調査の状況

		事務年度等			
項目			令和元事務年度	令和2事務年度	対前事務年度比
			件	件	%
1			214	76	35.5
(2)	申告漏れの非違件数		件	件	%
2	1	前側100升延1十数	186	68	36.6
3	非違割合 (②/①)		%	%	ポイント
(3)			86.9	89.5	2.6
	申告漏れ課税価格		億円	億円	%
4			200	67	33.5
(5)		↓ 1H	百万円	百万円	%
(3)	追	本税	2,085	468	22.4
<u>6</u>	徴	加算税	百万円	百万円	%
0	税	加异忧	409	110	26.9
	額	△≡ ⊥	百万円	百万円	%
7	合計		2,494	578	23.2
	1 実	大 十口/附1 4本7511111111111111	万円	万円	%
8	件 当	(4/1)	9,346	8,816	94.3
	ョ た	追徴税額	万円	万円	%
9	り う 査	(⑦/①)	1,165	761	65.3

〇 無申告事案に係る実地調査1件当たりの追徴税額の推移



2 海外資産関連事案に対する実地調査の状況

納税者の資産運用の国際化に対応し、相続税の適正な課税を実現するため、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、CRS情報(共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報)などを効果的に活用し、海外取引や海外資産の保有状況の把握に努めています。

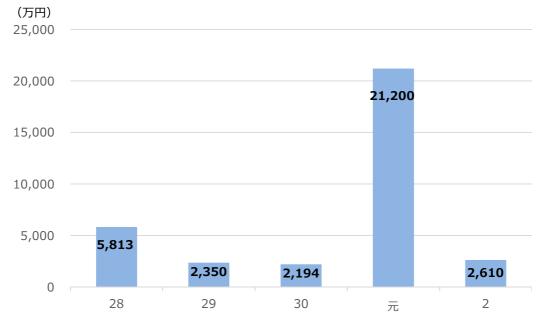
令和2事務年度においては、海外資産に係る申告漏れ等の非違件数は10件(対前事務年度比90.9%)、非違1件当たりの申告漏れ課税価格は2,610万円(同12.3%)でした。

〇 海外資産関連事案に対する実地調査の状況

項目	事務年度等	令和元	事務年度	令和2	事務年度	対前事務	年度比
1	海外資産関連事案に係る		件		件		%
	実地調査件数		203		106		52.2
	海外資産に係る	158	件	85	件	53.8	%
2	申告漏れ等の非違件数		11		10		90.9
	 海外資産に係る	20	件	19	件	95.0	%
3	重加算税賦課件数		0		2		皆増
	 海外資産に係る	7,276	百万円	4,858	百万円	66.8	%
4	申告漏れ課税価格		2,332		261		11.2
	○ 1 - T - MT T V P - N - MT 1 / 2	1,115	百万円	2,654	百万円	238.0	%
(5)	④のうち重加算税賦課対象		0		28		皆増
	非 違 1 件 当 た り の	4,605	万円	5,715	万円	124.1	%
6	申告漏れ課税価格(④/②)		21,200		2,610		12.3

- (注) 1 海外資産関連事案とは、①相続又は遺贈により取得した財産のうちに海外資産が存するもの、②相続人、受遺者又は被相続人が 日本国外の居住者であるもの、③海外資産等に関する資料情報があるもの、④外資系の金融機関との取引があるもの等のいずれかに 該当する事案をいう。
 - 2 ②から⑥欄の上段の計数は、国内資産に係る非違も含めた計数を示す。

○ 海外資産に係る非違1件当たりの申告漏れ課税価格の推移



3 贈与税に対する実地調査の状況

相続税の補完税である贈与税についても、積極的に資料情報を収集するとともに、あらゆる機会を通じて財産移転の把握に努め、無申告事案を中心に贈与税の調査を的確に実施しています。

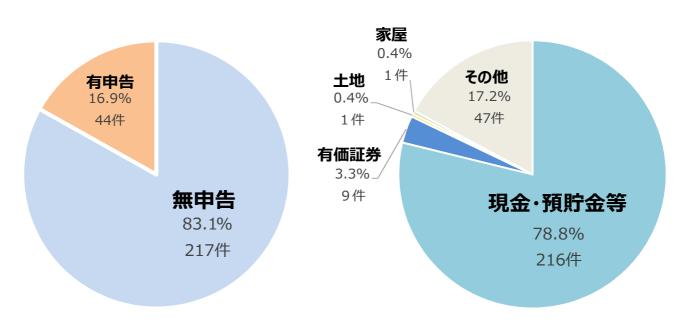
令和2事務年度においては、贈与税事案に対する実地調査を275件(対前年比61.1%)実施しました。

〇 贈与税事案に対する実地調査の状況

項目		事務年度等	令和元事務年度	令和2事務年度	対前事務年度比
1	実地調査件数		件 450	件 275	61.1
2	申告漏れ等の非違件数		件 421	件 261	62.0
3	申告漏れ課税価格		百万円 1,992	百万円 1,059	53.2
4	追徴税額		百万円 528	百万円 226	42.8
(5)	1 _実 件 地	申告漏れ課税価格 (3/1)	万円 443	万円 385	86.9
6	ョ た り 査	追徴税額 (④/①)	万円 117	万円 82	70.1

〇 申告漏れ等の非違件数の状況

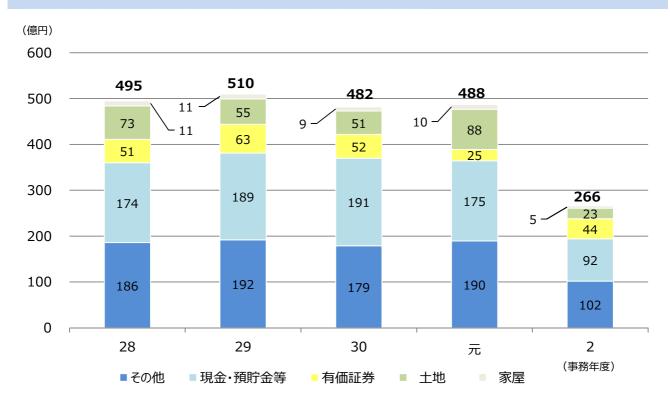
〇 調査事績に係る財産別非違件数



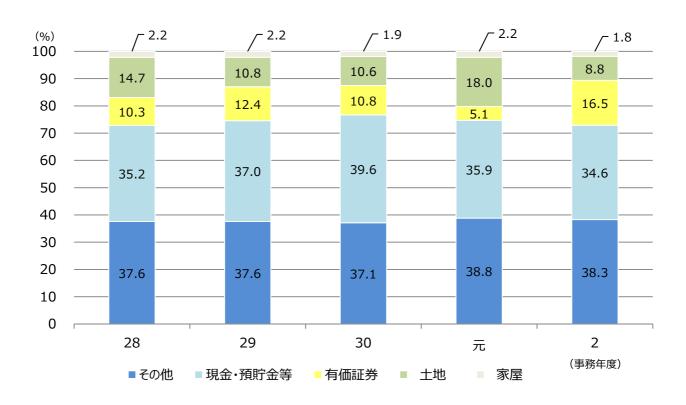
(注) 1つの事案において、複数の財産の申告漏れがあった場合、 それぞれ1件と集計したものであるため、延件数となっている。

Ⅲ 参考計表

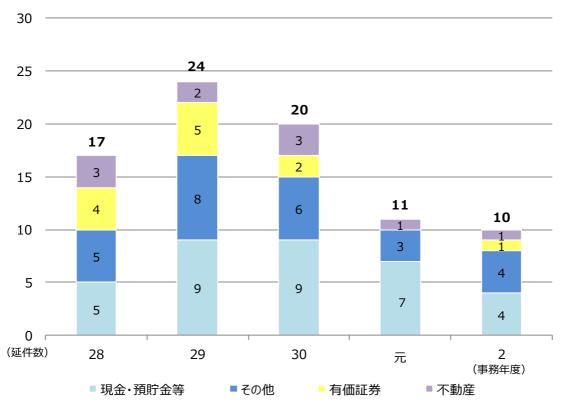
1 申告漏れ相続財産の金額の推移



2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

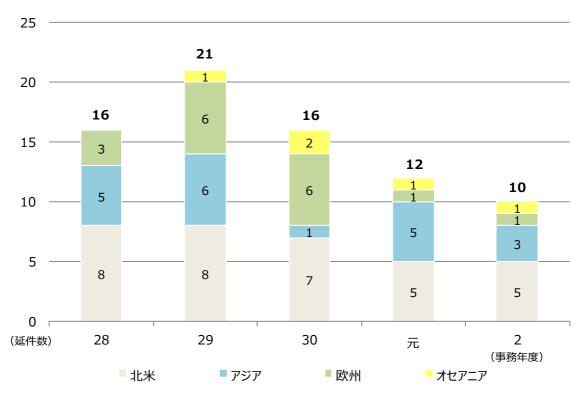


3 海外資産関連事案に係る財産別非違件数の推移



(注)「延件数」とは、1つの事案において、複数の財産に申告漏れがあった場合、それぞれ1件と集計したものである。

4 海外資産関連事案に係る地域別非違件数の推移



(注)「延件数」とは、1つの事案において、複数の地域に申告漏れがあった場合、それぞれ1件と集計したものである。